

令和6年12月16日  
午後4時



## 違反転用農地の取り扱いに関する所有者等説明会を開催します

石灰砂礫土で盛り土した農地（いわゆる「盛土農地」）は、農地法違反であることから、その制度などについて説明を行う。

- |   |   |   |                       |                               |
|---|---|---|-----------------------|-------------------------------|
| 1 | 日 | 時 | 12月18日（水）             | 午後6時30分から8時40分                |
| 2 | 場 | 所 | 東山地域交流センター 2階大会議室     |                               |
| 3 | 主 | 催 | 一関市、一関市農業委員会          |                               |
| 4 | 対 | 象 | 盛土農地の所有者など            |                               |
| 5 | 内 | 容 | 違反転用農地に対する農地法上の取り扱いなど |                               |
| 6 | そ | の | 他                     | 取材は可能ですが、個人が特定されないよう配慮してください。 |

### 問い合わせ先

〒029-0202 一関市川崎町薄衣字諏訪前137

農業委員会事務局長 渡邊

電話：(0191)43-3606 (ダイヤルイン) FAX：(0191)43-5606

メールアドレス：[noi@city.ichinoseki.iwate.jp](mailto:noi@city.ichinoseki.iwate.jp)